

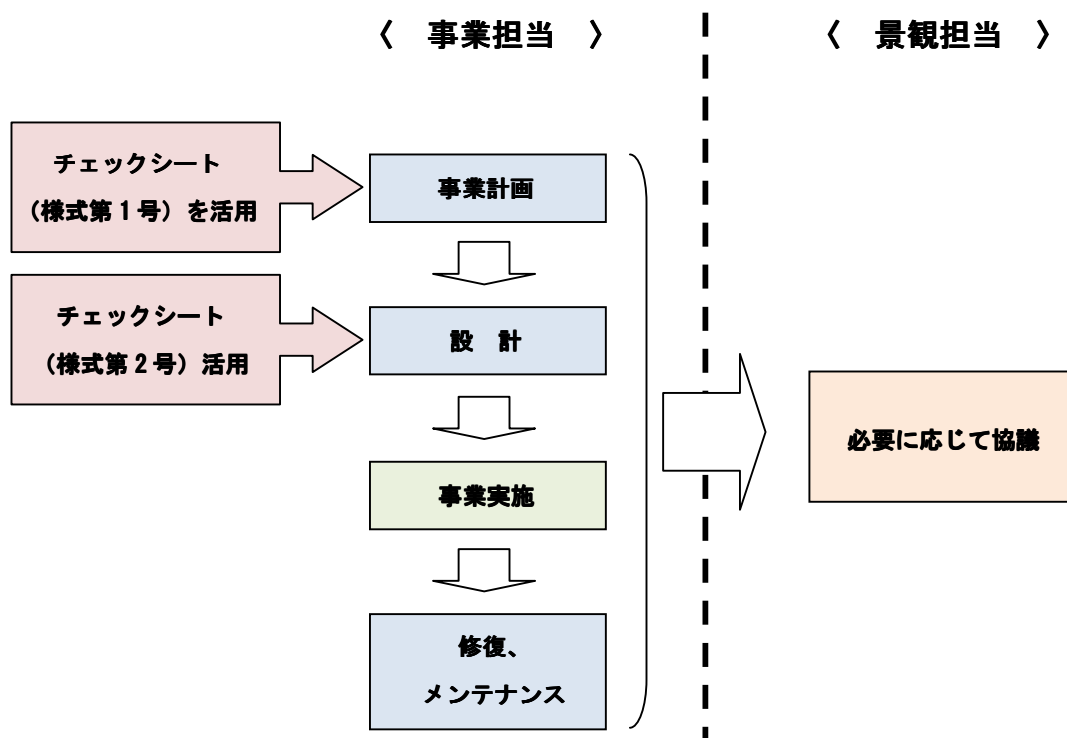
第4章 公共施設景観指針の活用方法

1. 占用物件について

占用物件については、占用許可を行う際に本指針に適合するよう条件を付するなど、占用者に対して指導します。

2. 市域全域の区域で行われる公共施設を整備する事業

事業計画段階では計画段階における景観形成チェックシート（様式第1号）を活用し、設計段階では設計段階における景観形成チェックシート（様式第2号）を活用します。記載されていないことは、本指針の第3章「景観形成の進め方及び基準」を参考に景観形成への配慮をします。



3. 中心市街地で行われる公共施設を整備する事業

事業計画段階では計画段階における景観形成チェックシート（様式第1号）を活用し、設計段階では設計段階における景観形成チェックシート（様式第2号）を活用します。

設計段階では、活用したチェックシートと配置図、彩色立面図などの図面等を景観担当へ提出し、景観に関する協議をします。事業内容が変更する場合も、出きるだけ速い段階で協議をします。

事業実施の決裁時に景観担当へ合議をし、修復やメンテナンスの際も同じ流れで景観に関する協議をします（緊急を要する事業などについては協議不要とします）。

